

保護者の皆さまへ

令和2年6月11日
聖母の園保育園
(発行-19)

給食費の取扱いについて

日頃から保育園へのご協力ありがとうございます。

先日、3歳児から5歳児分給食費の取扱いについて、お手紙を配布いたしましたが、現在、登園日数によって差額が発生した場合、返金を行わず預り金とさせていただいております。翌月で調整しておりますが、保護者の皆さまへわかりづらいのではないかと思います、明確にするために、当月分の前金制ではなく、登園日数分を翌月に口座振替させていただくように変更いたします。卒園のお子さまは3月分、途中退園のお子さまは対象月分を事務所へお支払いいただきたく、対象月にご案内いたします。保護者の皆さまのご理解をお願いいたします。

【現 行】

(例) 4月分・・・4月27日に全額を口座振替

4月の登園日数が10日未満の場合、5月分で半額を5月27日に口座振替

【変 更】

(例) 4月分・・・登園日数分を5月27日に口座振替

4月の登園日数が10日未満の場合、半額を5月27日に口座振替

既に4月分、5月分を集金させていただいており、コロナ自粛へのご協力で登園日数が少ない方は、預り金が生じております。6月27日の口座振替は行わず、7月27日に6月分の精算をさせていただきます。

登園日数が 0日 ……0円

登園日数が10日未満 ……半額

登園日数が11日以上 ……全額

※6月末日で登園日数を確認し、7月初旬に個別明細書をお渡しいたします。

ご不明な点は事務所まで問い合わせください。